

# 社会環境の変化に関するデータ集

平成25年10月  
総合政策課作成



## 目次

1	人口等基礎データ	
1 - 1	神奈川県 の 総人口 ( 1 月 1 日 現在 ) の 推移	1
1 - 2	神奈川県 の 人口増減率 ( 1 月 1 日 現在 ) の 推移	1
1 - 3	地域政策圏別の人口増減率 ( 10 月 1 日 現在、1995 年 比 ) の 推移	2
1 - 4	神奈川県 の 年齢構成比率の 推移	2
2	国際化と情報化	
2 - 1	2020 年東京オリンピック開催	3
2 - 2	環太平洋パートナーシップ ( TPP ) への参加	3
2 - 3	新興国の所得層別人口の推移	4
2 - 4	新興国への資本流入	4
2 - 5	全国の訪日外客数の推移	5
2 - 6	全国の SNS ユーザー数の推移	5
2 - 7	全国のビッグデータ流通量の推移	6
3	産業構造の転換と働き方の多様化	
3 - 1	世界の医療市場	6
3 - 2	全国のテレワーカー数の推移	7
3 - 3	県内の農業生産関連事業を行っている農業経営体数	7
3 - 4	全国の農業への参入法人数の推移	8
3 - 5	全国の生活保護の被保護人員の推移	8
3 - 6	全国の労働力人口の推移	9
4	エネルギー・環境問題の新たな展開	
4 - 1	水素エネルギーの利用	9
4 - 2	燃料電池車の本格導入	10
4 - 3	全国の降水量 50mm 以上の年間発生回数の推移	10
4 - 4	全国の土砂災害発生件数の推移	11
4 - 5	窒素酸化物 ( NO <sub>x</sub> ) の年間排出量	11
4 - 6	窒素酸化物 ( NO <sub>x</sub> ) による汚染マップ	12
4 - 7	全国の絶滅のおそれのある動物種数	12
5	くらしのさまざまな変化	
5 - 1	首都直下地震の被害想定	13
5 - 2	全国の子どもの犯罪被害状況	13
5 - 3	全国の女性の犯罪被害状況	14
5 - 4	全国の高齢者の犯罪被害状況	14
5 - 5	全国の交通事故死亡者数の推移	15
5 - 6	全国の死亡場所の推移	15
5 - 7	人口 10 万人当たりの在宅療養支援病院数の状況	16
5 - 8	いじめ問題に対する新たな取組み	16
5 - 9	全国のいじめの認知 ( 発生 ) 件数、いじめ認知 ( 発生 ) 率の推移	17

5 - 10	全国の体罰の状況	17
5 - 11	ブラック企業への取組み強化	18
5 - 12	全国の社会保障給付費の状況	18
5 - 13	社会保障制度改革の提案	19
5 - 14	全国の建設後50年以上経過したインフラの割合	19
5 - 15	インフラの維持管理推計	20
5 - 16	全国のサイバー犯罪の検挙状況	20
5 - 17	全国の特別支援学校在学者数の推移	21
5 - 18	全国の空き家率の推移	21

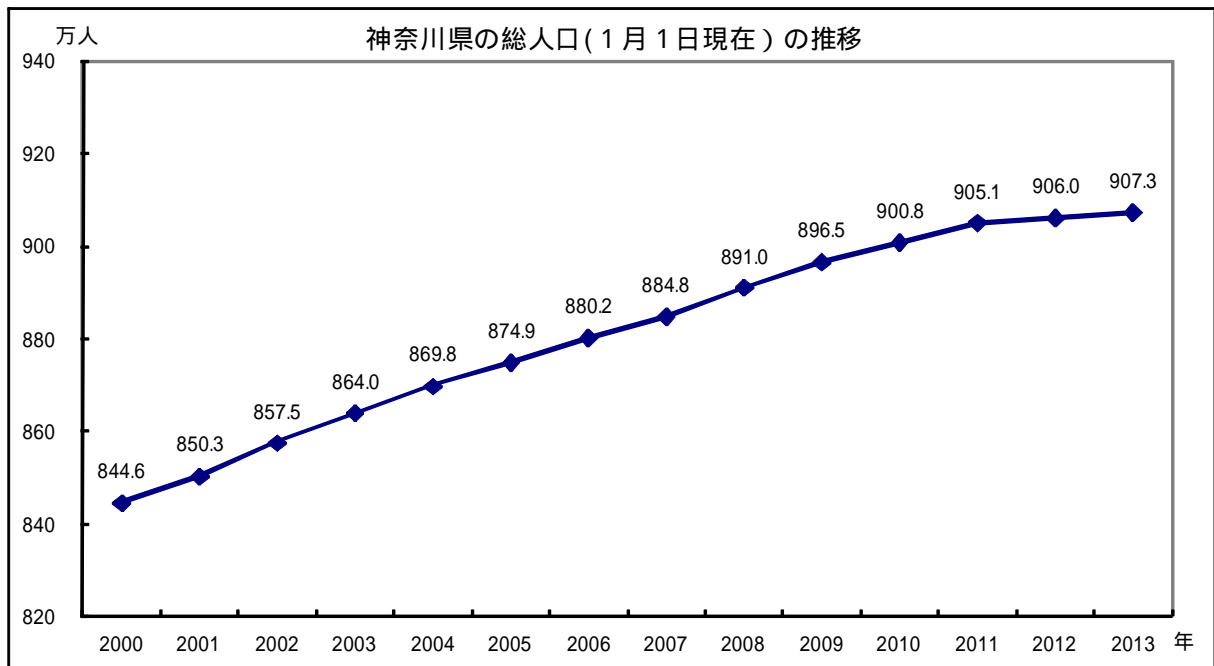
## 6 地方分権改革の進展

6 - 1	義務付け・枠付けの見直し	22
6 - 2	国から地方への権限委譲の検討	23
6 - 3	社会保障と税の一体改革による地方税財源の充実	24
6 - 4	道州制議論の活発化	24

1 - 1 神奈川県人口の総人口（1月1日現在）の推移

【神奈川県人口統計調査】

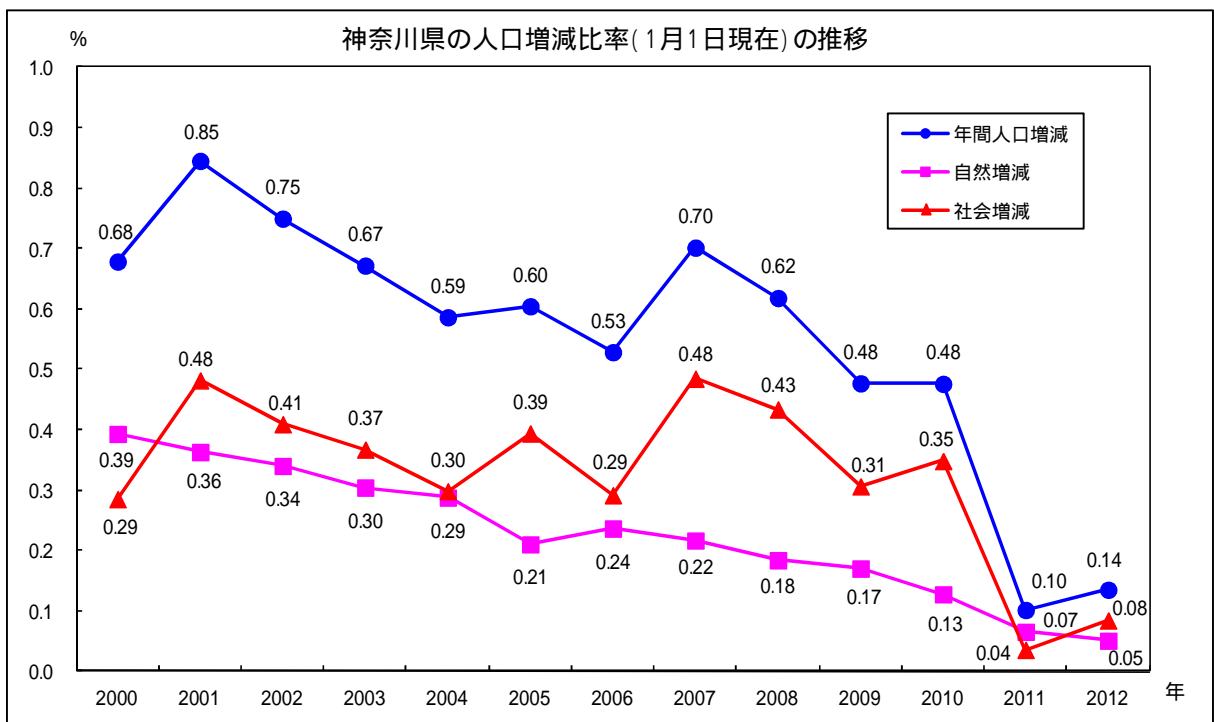
神奈川県は人口増加が続き、2009年7月に900万人を突破しました。  
2013年1月1日現在の人口は、907.3万人となっています。



1 - 2 神奈川県人口増減率（1月1日現在）の推移

【神奈川県人口統計調査】

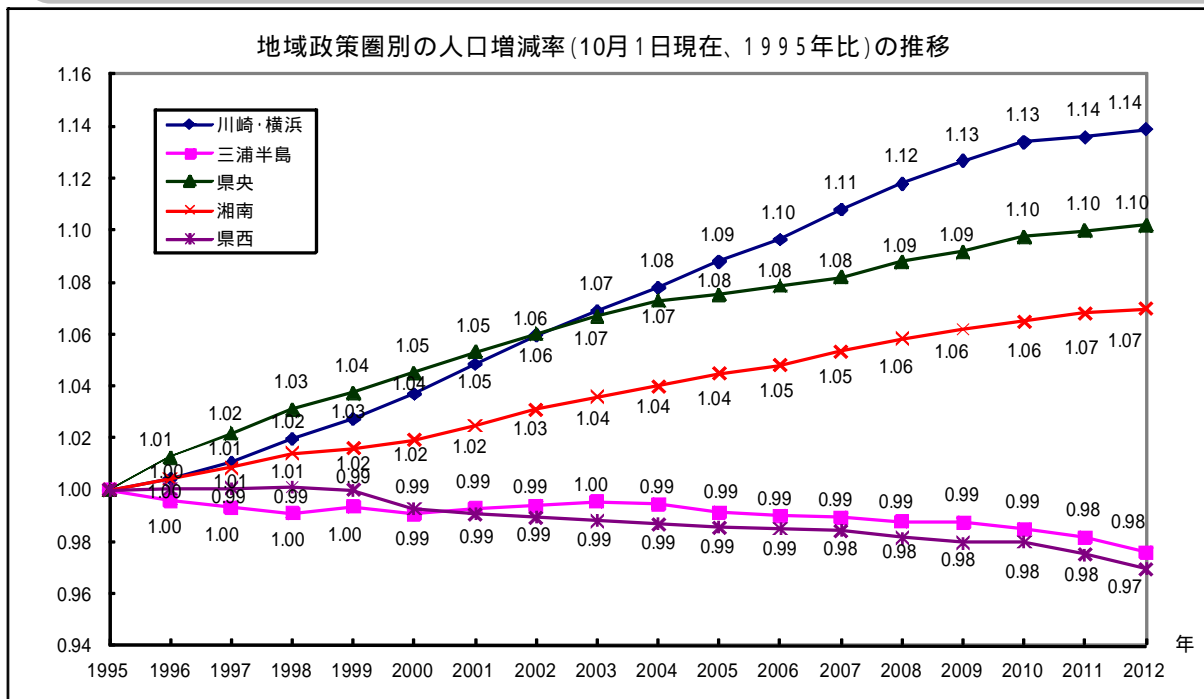
神奈川県人口増減率は緩やかな低下傾向にありましたが、2010年を境に急激に低下しています。これは、社会増減率が低下したことによるものです。



1 - 3 地域政策圏別の人口増減率（10月1日現在、1995年比）の推移

【神奈川県人口統計調査】

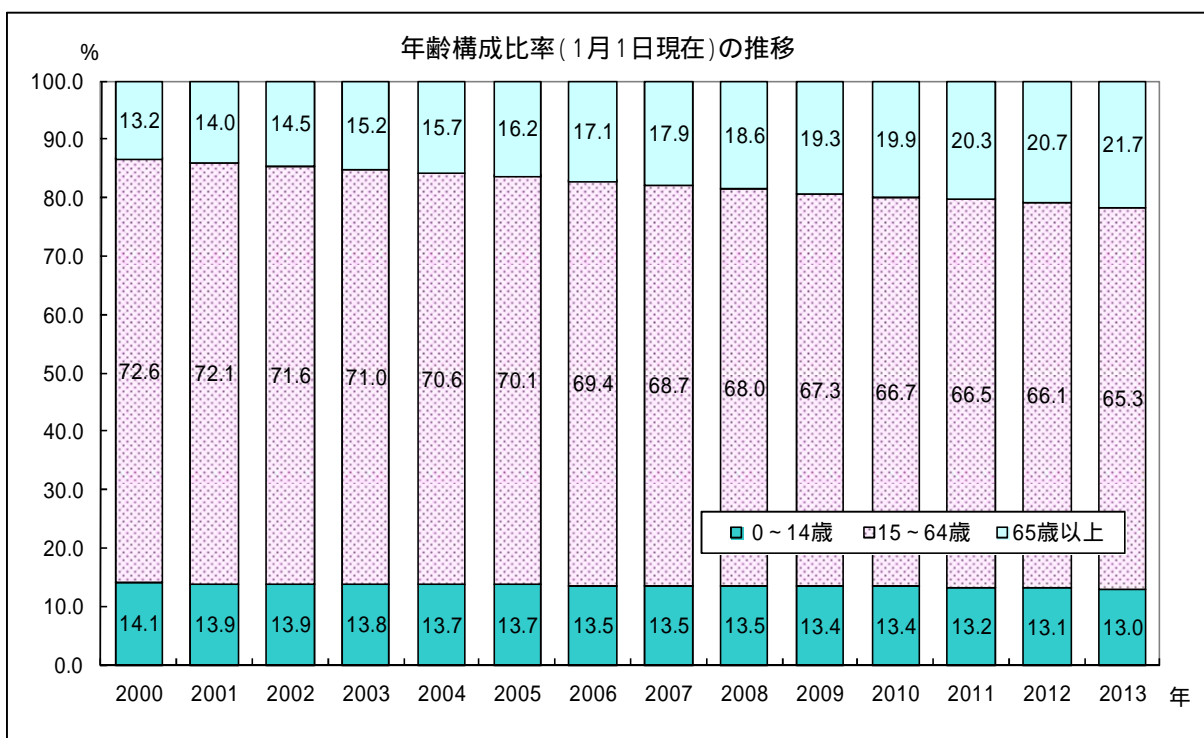
5つの地域政策圏別の人口増減率は、川崎・横浜地域圏、県央地域圏、湘南地域圏は増加していますが、三浦半島地域圏、県西地域圏は減少しており、地域間の差は広がる傾向にあります。



1 - 4 神奈川県の年齢構成比率の推移

【神奈川県年齢別人口統計調査】

神奈川県の年齢構成比率は、65歳以上の老年人口の割合が増加し、15～64歳の生産年齢人口の割合が減少しています。



2 - 1 2020年東京オリンピック開催

【東京都報道発表資料】

東京都の試算では、東京オリンピック開催に伴う経済波及効果は、2013～2020年の7年間で、約3兆円、雇用誘発数は約15万人（東京都及び全国）となっています。

2020年大会開催に伴う経済波及効果（生産誘発額）は、東京都で約1兆6,700億円、その他の地域で約1兆2,900億円、全国総計で約2兆9,600億円。

オリンピック 2020年7月24日～8月9日 28競技 パラリンピック 2020年8月25日～9月6日 22競技	(単位:億円)			
	項目	東京都	その他の地域	全国
	生産誘発額	16,753	12,856	29,609
	付加価値誘発額	8,586	5,624	14,210
	雇用者所得誘発額	4,687	2,846	7,533

2020年大会開催に伴う雇用誘発数は、東京都で約84,000人、その他の地域で約68,000人、全国総計で約152,000人。

(単位:人)	
	雇用誘発数
東京都	83,706
その他の地域	68,496
全国	152,202

2 - 2 環太平洋パートナーシップ(TPP)への参加

【内閣官房公表資料】

TPPによる関税撤廃の経済効果は、内閣官房の試算によると、GDPは0.66%増加、3.2兆円増加するものの、農林水産物生産額は3.0兆円減少することが見込まれています。

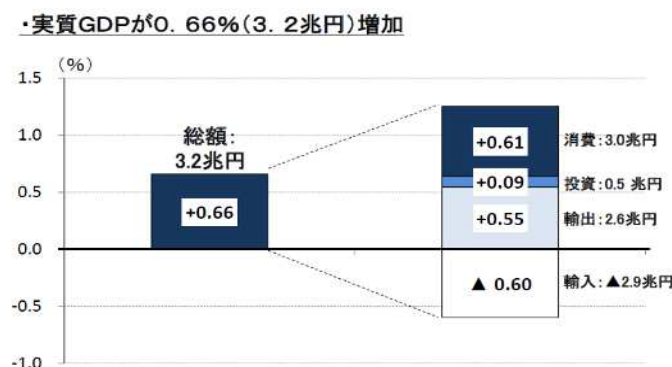
2. 試算結果: TPP加入による経済効果

(1) 日本経済全体: GDP (図表参照)

輸出+0.55%(+2.6兆円)、輸入▲0.60%(▲2.9兆円)、  
消費+0.61%(+3.0兆円)、投資+0.09%(+0.5兆円)  
結果 0.66%増加、3.2兆円増加

(2) 農林水産物生産額

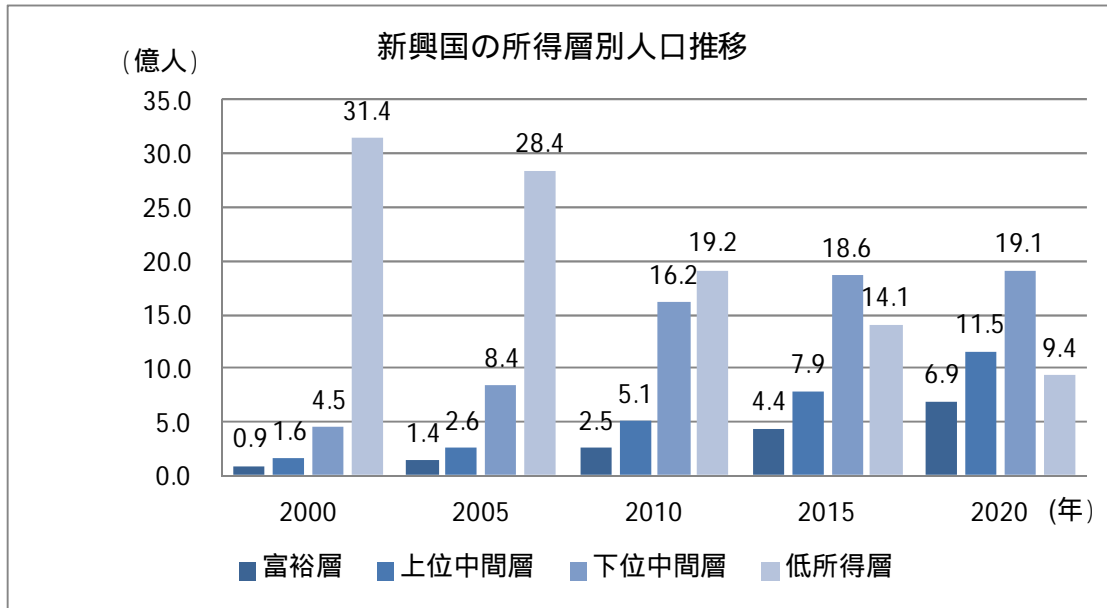
3.0兆円減少



2 - 3 新興国の所得層別人口の推移

【通商白書2011】

新興国における2010年時点の所得階層別人口構成比は、半数近く（19.2億人）が低所得層となっていますが、2020年には約4割（18.4億人）が上位中間層、若しくは富裕層となることが見込まれています。

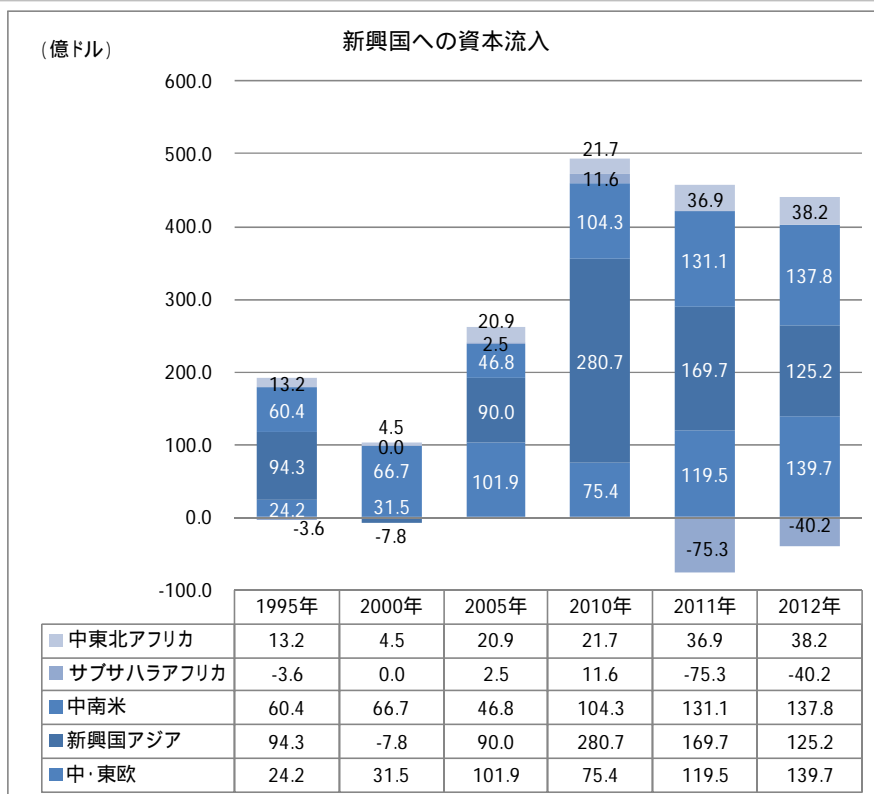


中国、香港、韓国、台湾、インド、インドネシア、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、フィリピン、パキスタン、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、南アフリカ、エジプト、ナイジェリア、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ロシア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア  
 所得層の区分は、世帯年間可処分所得が、35,000ドル以上を富裕層、15,000ドル以上～35,000ドル未満を上位中間層、5,000ドル以上～15,000ドル未満を下位中間層、5,000ドル未満を低所得層としている。

2 - 4 新興国への資本流入

【通商白書2011】

高成長を続けている新興国への資本流入が活発化し、2010年以降は400億ドル以上となっています。

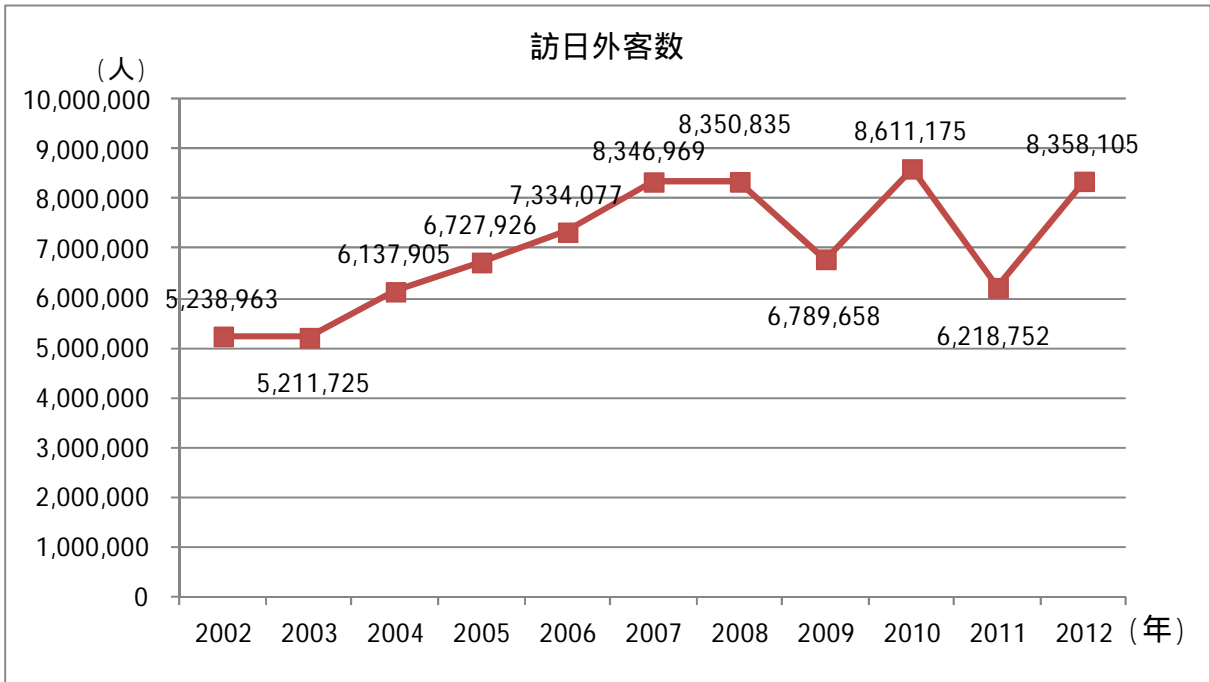




2 - 5 全国の訪日外客数の推移

【日本政府観光局（JNTO）報道発表資料】

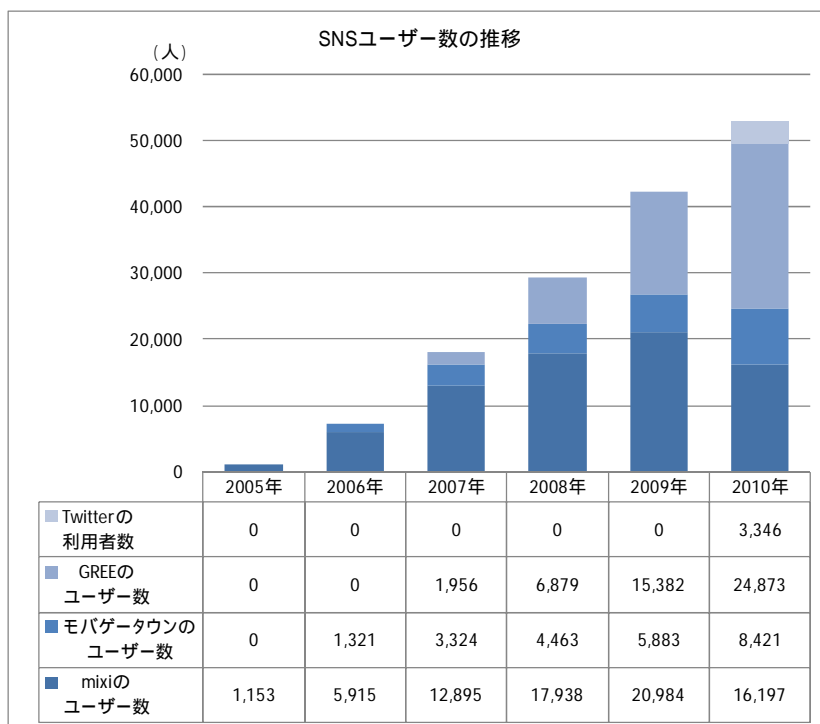
2012年の年間の訪日外客数は、前年比34.6%増であり、震災等の影響からほぼ回復しています。



2 - 6 全国のSNSユーザー数の推移

【平成23年版情報通信白書】

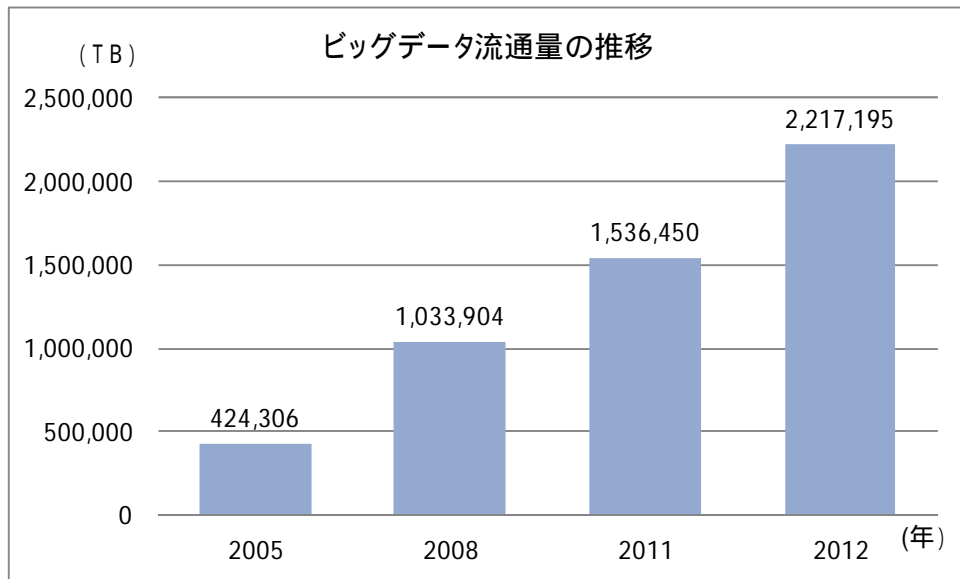
インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービスであるソーシャルネットワーキングサービスについては、利用者が大きく増加しています。



2 - 7 全国のビッグデータ流通量の推移

【平成25年版情報通信白書】

2005年の約0.4エクサバイトから2012年には、約2.2エクサバイトとなり、7年間で約5.5倍に拡大しています。

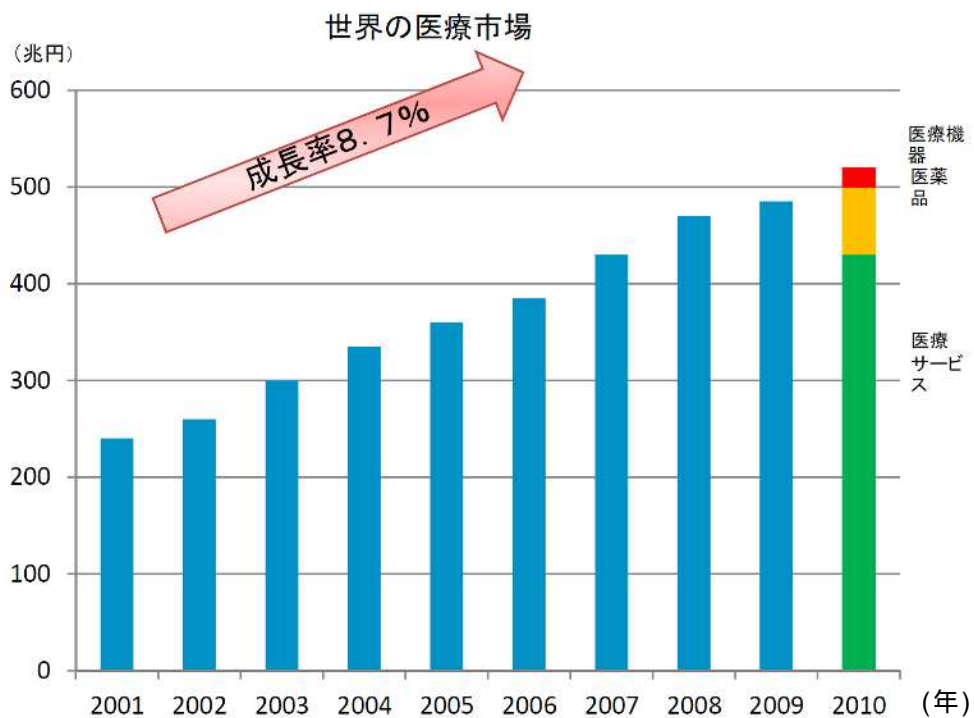


9産業（サービス業、情報通信業、運輸業、不動産業、金融・保険業、商業、電気・ガス・水道業、建設業、製造業）の合計

3 - 1 世界の医療市場

【「医療の国際化」経済産業省作成資料】

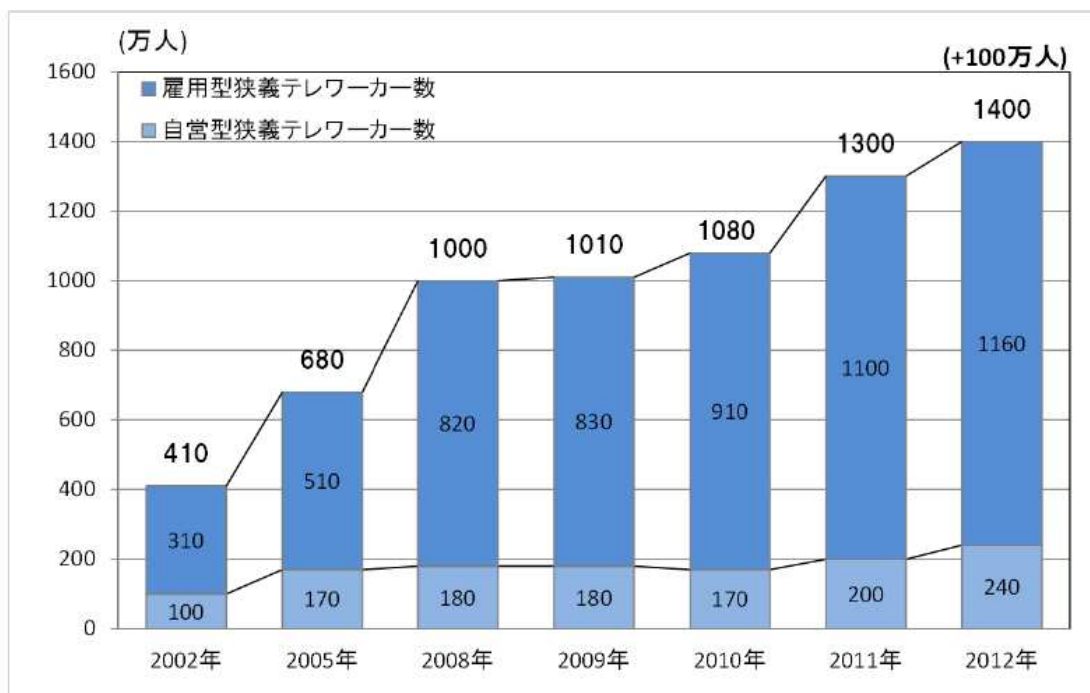
世界の医療市場は、2001年から2010年まで毎年平均8.7%で成長しており、2010年の市場規模は500兆円を超えています。



### 3 - 2 全国のテレワーカー数の推移

【国土交通省「テレワーク人口実態調査」】

テレワーカー数は増加を続け、2012年には約1400万人となっています。



ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICTを利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人。

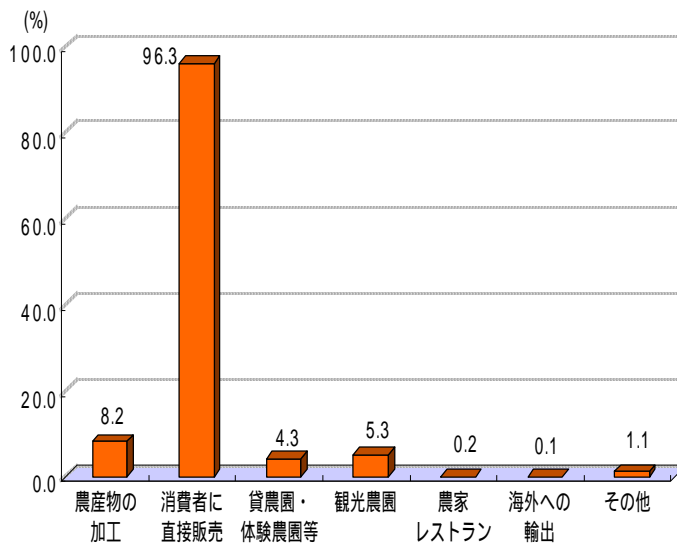
### 3 - 3 県内の農業生産関連事業を行っている農業経営体数

【世界農林業センサス2010】

自ら生産した農産物を用いて加工するなど、農業生産関連事業を行っている農業経営体数は県内7,076経営体で、農業経営体数全体（15,612経営体）の45.3%となっています（全国は20.9%）。最多は「消費者に直接販売」で、6,811経営体が行っています。

農業生産関連事業を行っている農業経営体数 農業生産関連事業を行っている農業経営体数構成比とその構成比

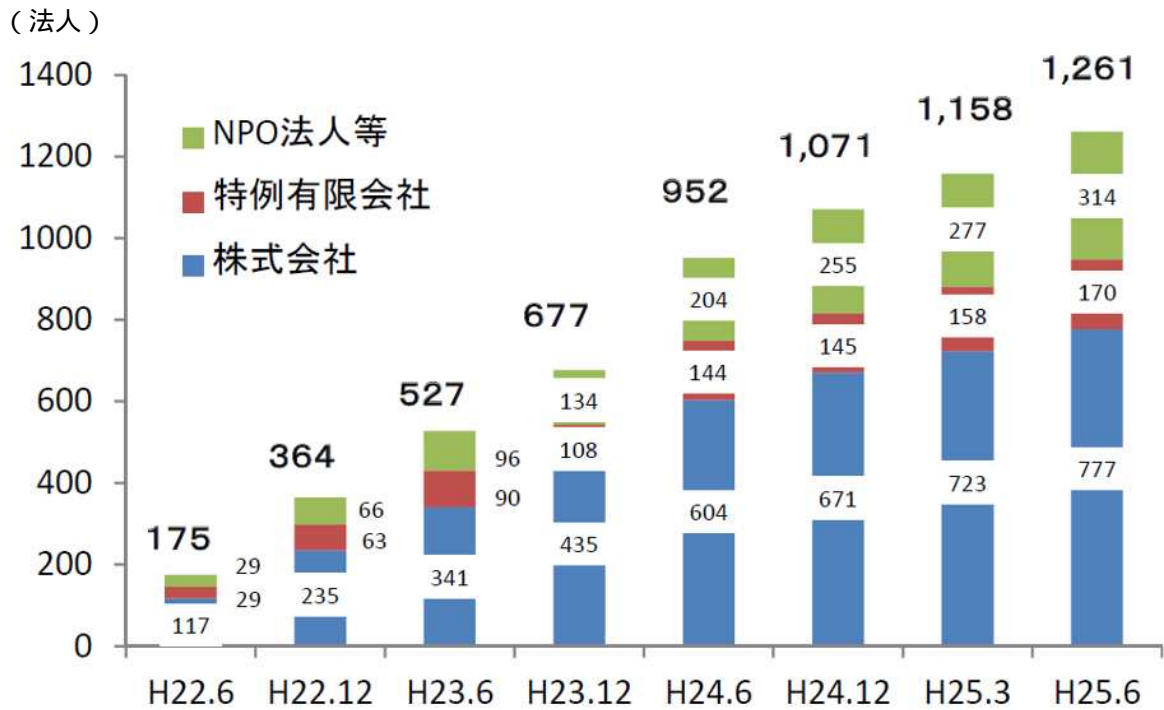
区分	経営体数	農業生産関連事業を行っている農業経営体に占める割合
農業生産関連事業を行っている農業経営体	7,076	100.0
農産物の加工	577	8.2
消費者に直接販売	6,811	96.3
貸農園・体験農園等	301	4.3
観光農園	373	5.3
農家レストラン	13	0.2
海外への輸出	7	0.1
その他	81	1.1



3 - 4 全国の農業への参入法人数の推移

【農林水産省経営局作成資料】

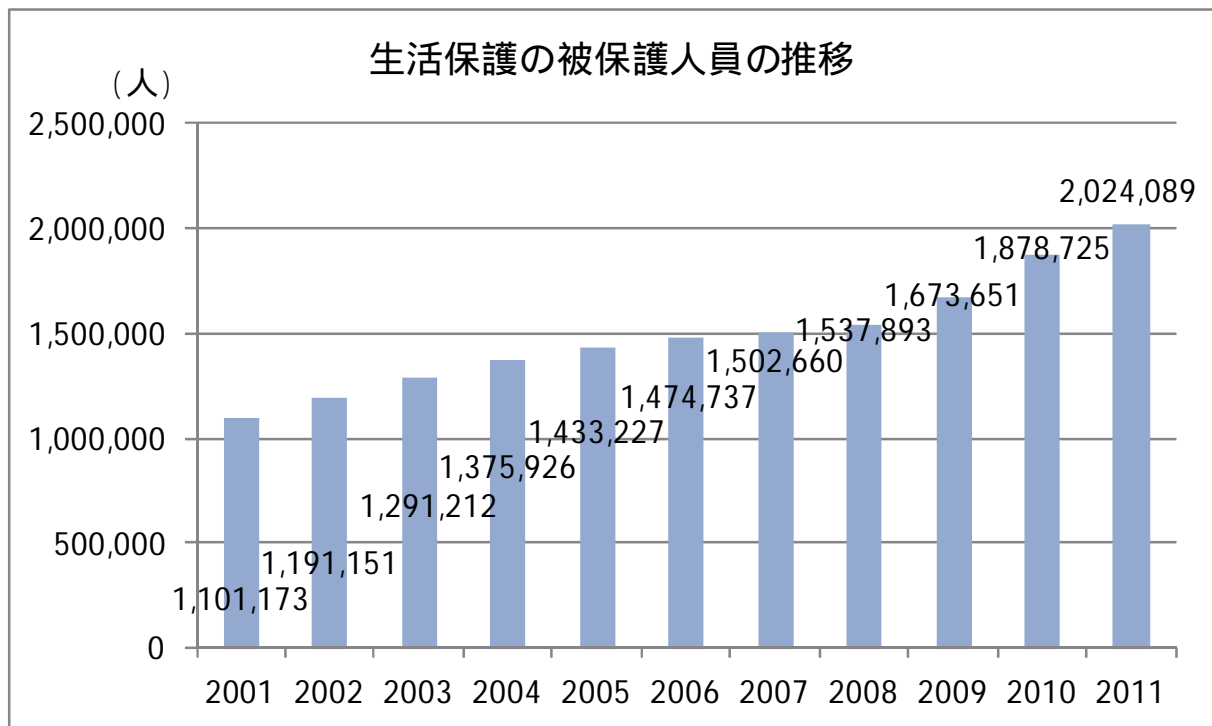
改正農地法の施行後、約3年6ヶ月で新たに1,261法人が参入しています。



3 - 5 全国の生活保護の被保護人員の推移

【平成23年被保護者全国一斉調査】

生活保護受給者は増加し続け、2011年には200万人を超えました。

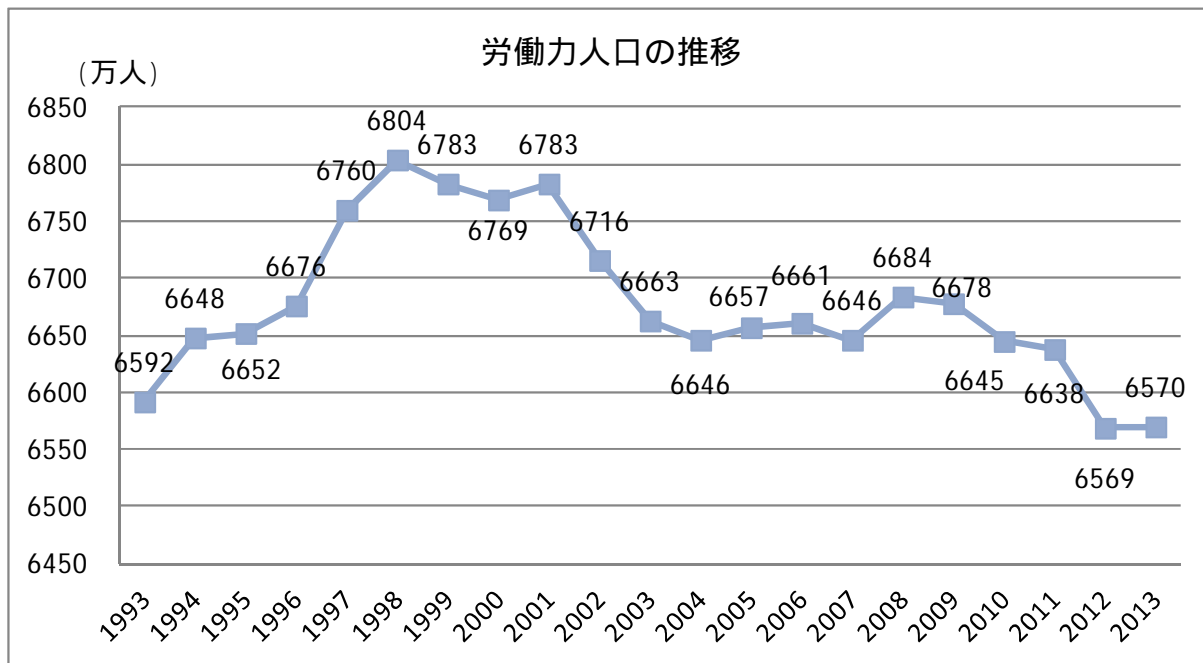


毎年7月1日現在の人員数

### 3 - 6 全国の労働力人口の推移

【労働力調査】

労働力人口は、1998年をピークに減少してきています。



毎年1月の労働力人口

### 4 - 1 水素エネルギーの利用

【独立行政法人産業技術総合研究所・川崎市公表資料】

水素については、水素エンジンで燃焼させるほか、酸素と反応させて電気を得る方法があり、研究開発が進められています。



川崎市は、千代田化工建設株式会社と包括協定を締結し、水素社会の実現を目指しています。

#### I 水素社会を支えるインフラの構築

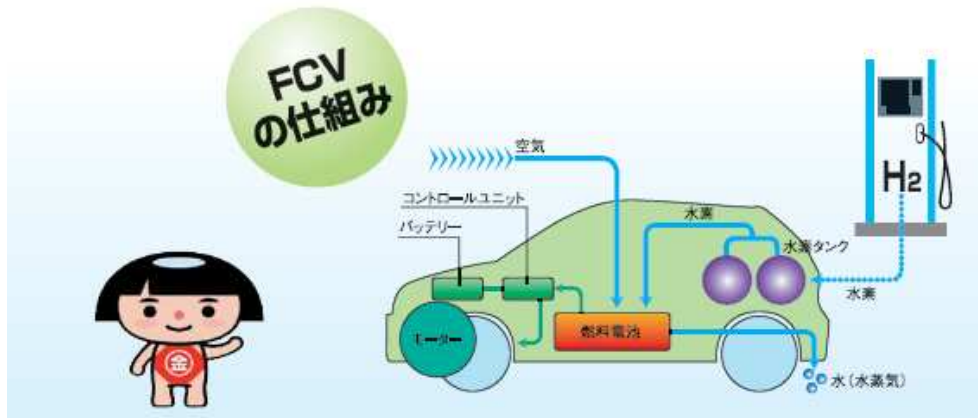
- 海外の油田等における未利用の原油随伴ガスなどから製造する水素を、新たな水素の大量貯蔵・輸送技術を活用し、常温常圧で川崎臨海部に輸送するとともに、臨海部「水素供給グリッド」を企業間連携により2015年を目途に新たに整備し、コンビナートにおける水素の産業利用を推進（水素利用量 年間約7億Nm<sup>3</sup>）
- 「世界初の商用水素発電所（9万kW=90MW）」を川崎臨海部2015年を目途に建設し、CO<sub>2</sub>を排出しない発電事業を開始するとともに、水素混焼データの収集と燃焼ノウハウを蓄積（水素利用量 年間約6.3億Nm<sup>3</sup>）
- 水素発電所で発生する未利用排熱を水素供給グリッド内において有効活用することで、脱水素反応プロセスにおける省エネルギー化・高効率化を推進

川崎臨海部において新たな水素供給グリッドを構築し、モデル化

4 - 2 燃料電池車の本格導入

【神奈川県広報資料】

2015年から排気ガスを排出しない燃料電池車が市場に導入される見込みとなっています。



燃料電池自動車の国内市場導入と水素供給インフラに関する共同声明

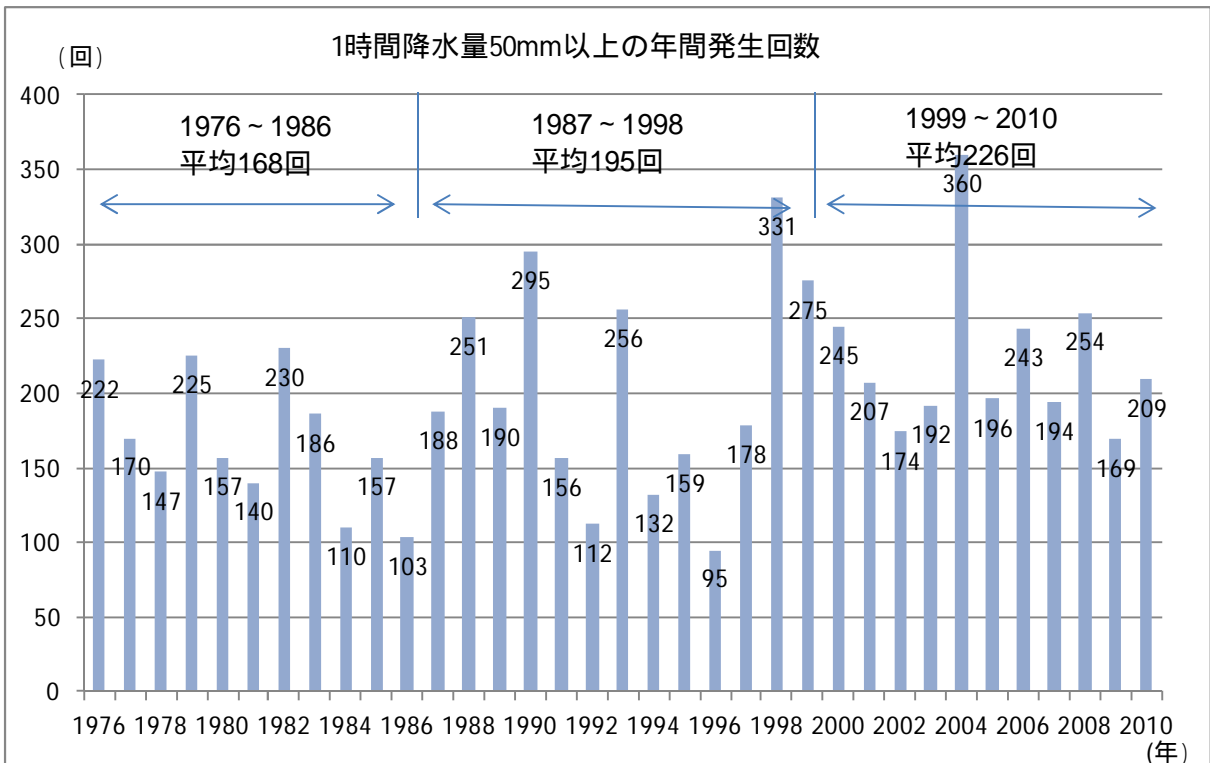
2011年1月、次のとおり自動車会社とエネルギー事業者が共同声明を発表しています。

- ①燃料電池自動車(FCV)を2015年から市場に導入すること
- ②それに先立ち4大首都圏(首都圏、中京、関西、北部九州)を中心に100箇所程度の水素ステーションを整備すること

4 - 3 全国の降水量50mm以上の年間発生回数の推移

【平成23年版国土交通白書】

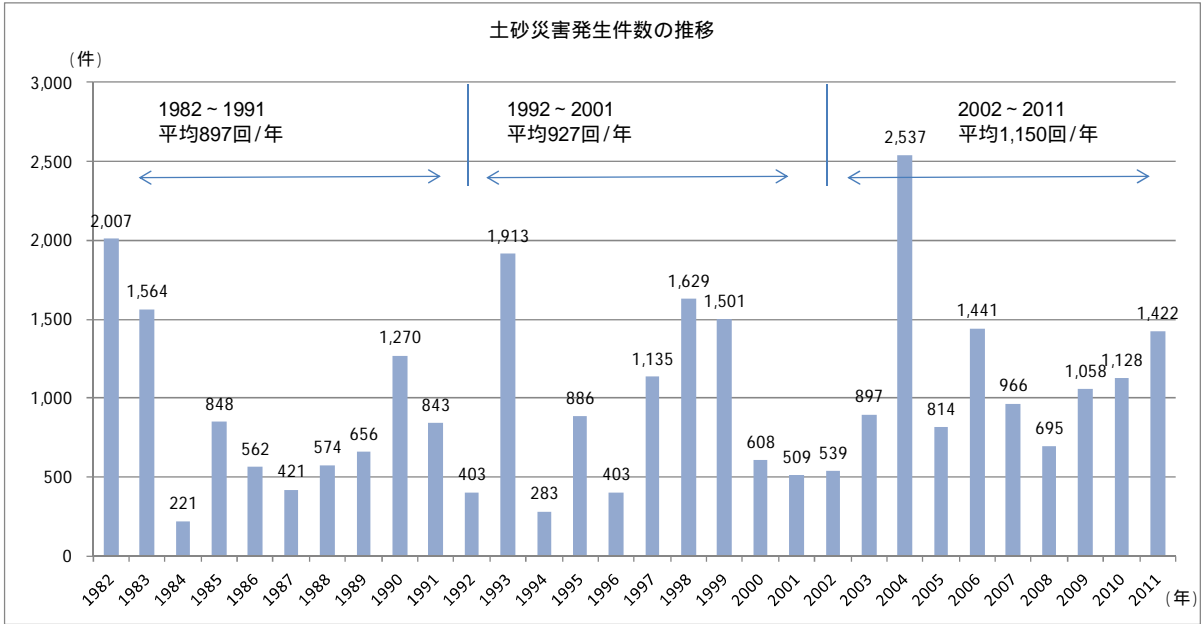
1999～2010年の「1時間降水量が50mm以上の年間発生回数」は、1976～1986年の約1.3倍となっています。



4 - 4 全国の土砂災害発生件数の推移

【平成23年版国土交通白書】

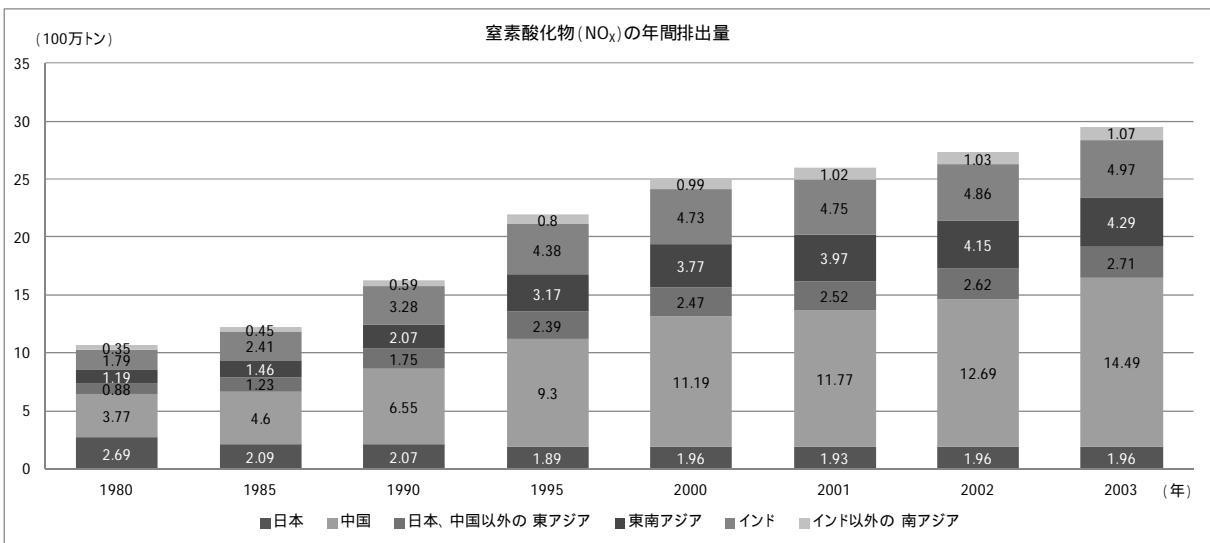
2002～2011年の「土砂災害発生件数の年間平均」は、1982～1991年の約1.3倍となっています。



4 - 5 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) の年間排出量

【独立行政法人国立環境研究所資料】

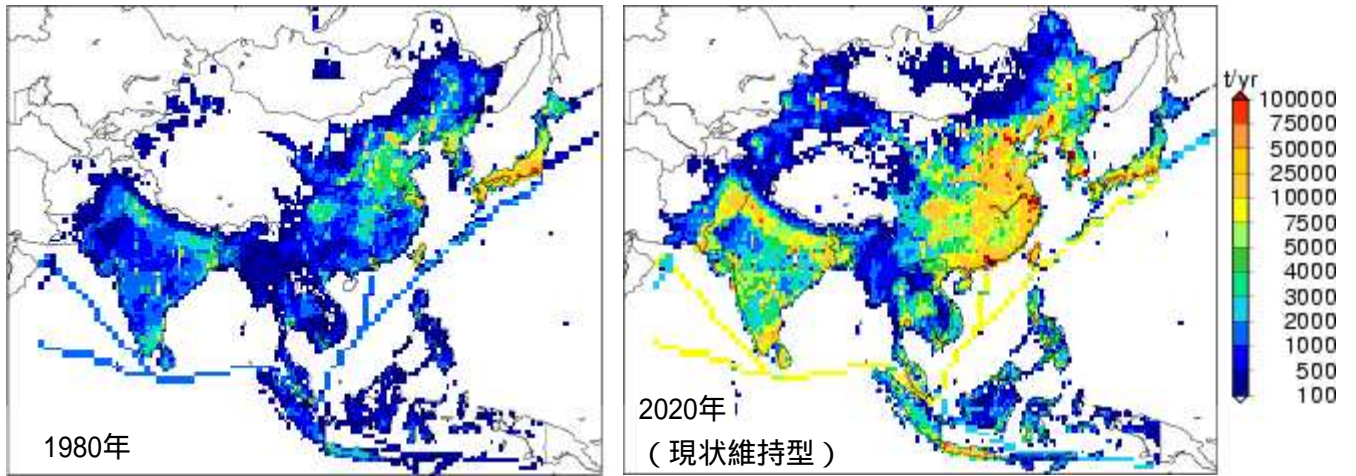
国内の窒素酸化物の年間排出量は減少していますが、中国や東南アジア等では増加しています。



4 - 6 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) による汚染マップ

【独立行政法人国立環境研究所資料】

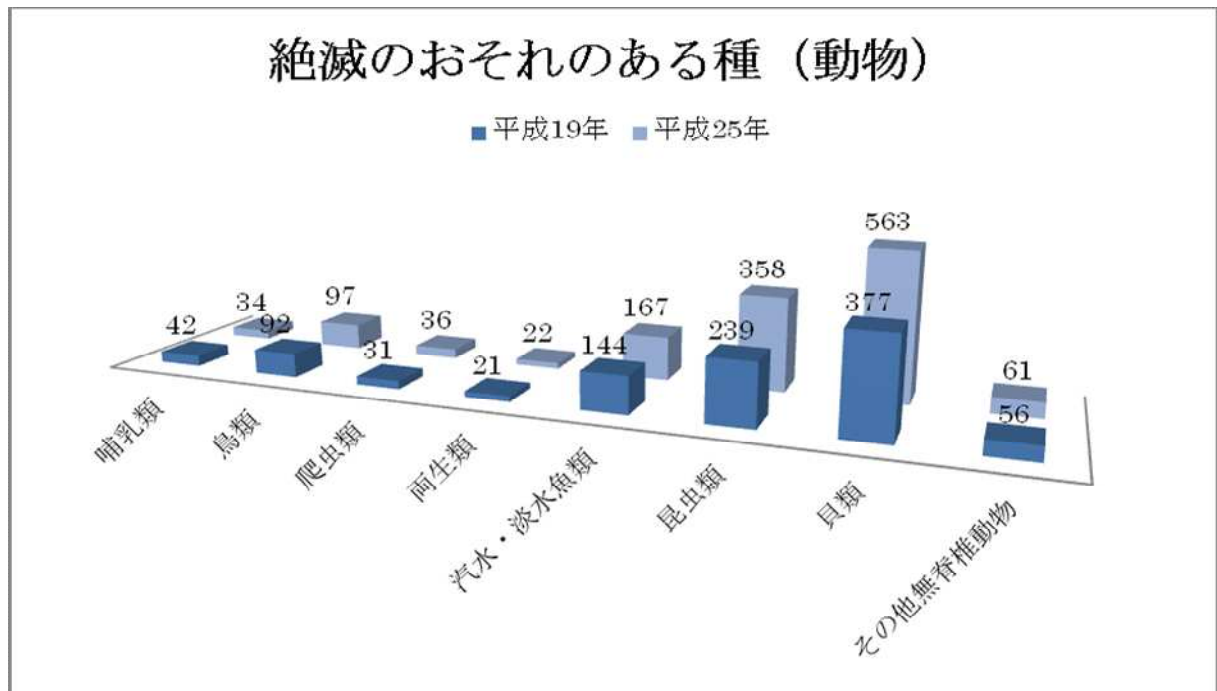
国内の排出量が減少するにもかかわらず、汚染が続く見込みとなっています。



4 - 7 全国の絶滅のおそれのある動物種数

【環境省第4次レッドリスト掲載種数表】

2013年に環境省が公表した第4次レッドリストによると、評価対象の約42,000種のうち1,338種が絶滅危惧種とされ、第3次レッドリストよりも336種増加しています。

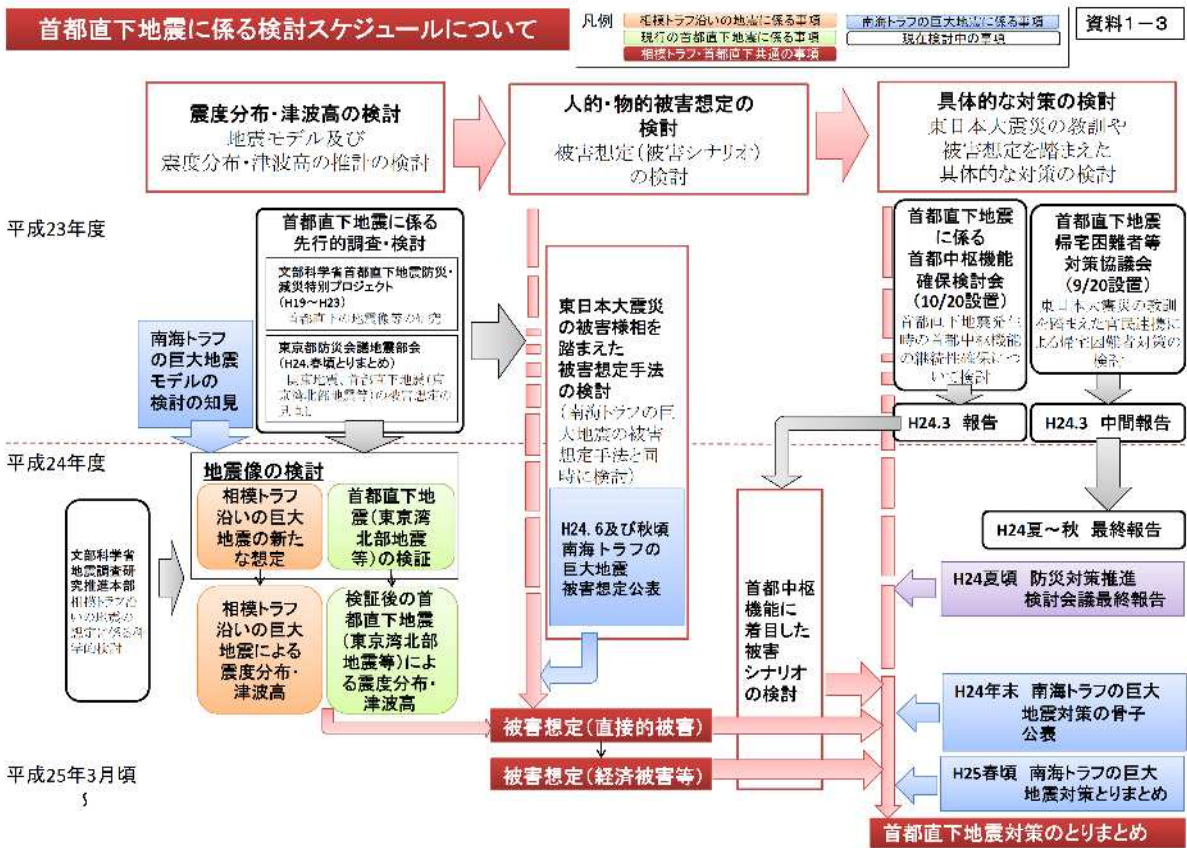




5 - 1 首都直下地震の被害想定

【内閣府資料】

首都直下地震の被害想定については、現在、内閣府において、見直しを行っているところです。

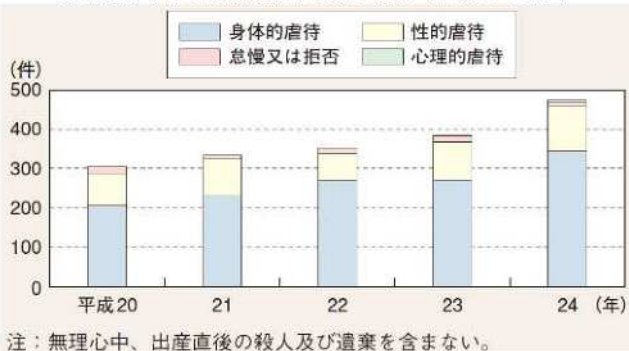


5 - 2 全国の子どもの犯罪被害状況

【平成25年版警察白書】

2012年の児童虐待事件の検挙件数は、前年より増加し、400件を超えました。  
 2012年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は、1,596件と過去最多となりました。

児童虐待事件の態様別検挙件数の推移(平成20~24年)



児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移(平成20~24年)



5 - 3 全国の女性の犯罪被害状況

【平成25年版警察白書】

2012年のストーカ―事案及び配偶者からの暴力事案の認知件数は、ストーカ―行為等の規制等に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行以降、最多となりました。

ストーカ―事案の認知件数の推移（平成12～24年）



配偶者からの暴力事案の認知件数の推移（平成12～24年）

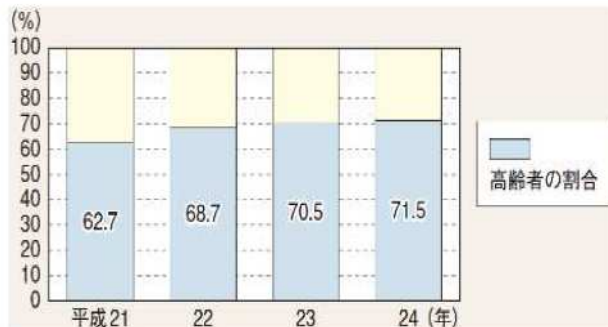


5 - 4 全国の高齢者の犯罪被害状況

【平成25年版警察白書】

詐欺的商行為の被害者のうち高齢者が過半数を超えています。

全国の消費生活センターに寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談のうち、契約当事者が高齢者であったものの割合の推移（平成21～24年）



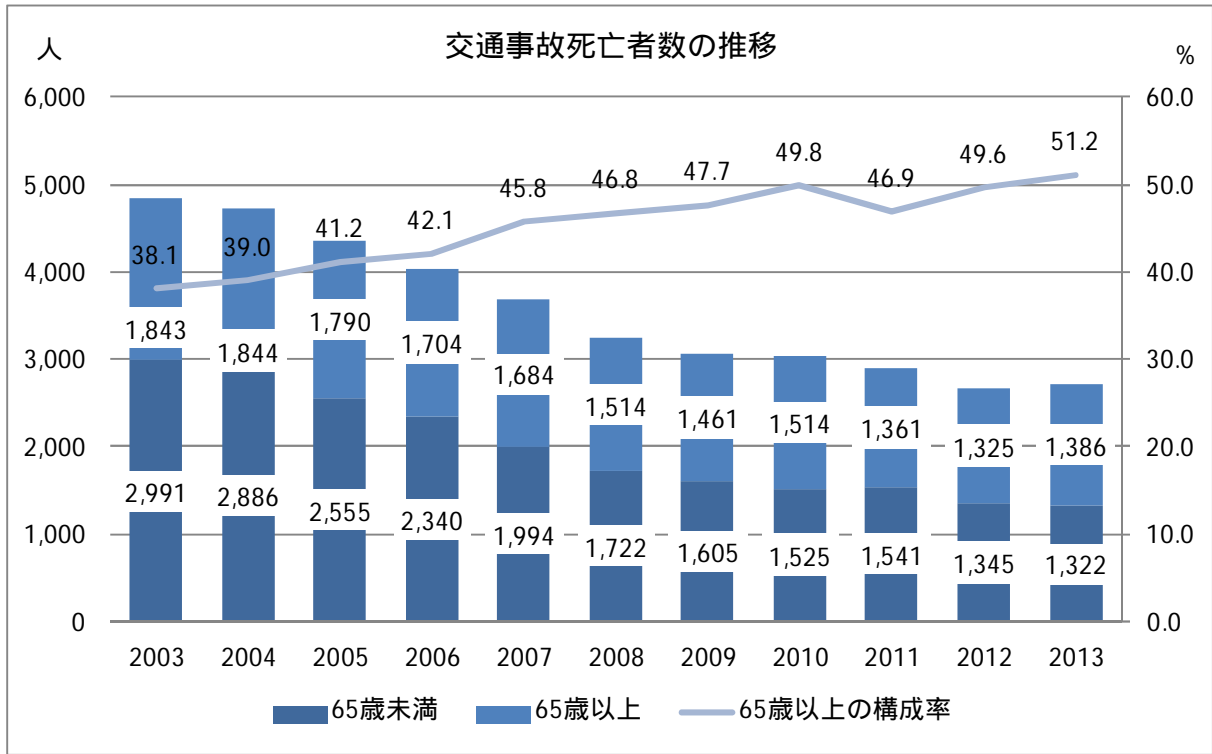
全国の消費生活センターに寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害に関する相談のうち、契約当事者が高齢者であったものの割合の推移（平成21～24年）



5 - 5 全国の交通事故死亡者数の推移

【警察庁交通事故統計】

交通事故による死亡者は減少してきていますが、65歳以上の高齢者の割合が増加しています。

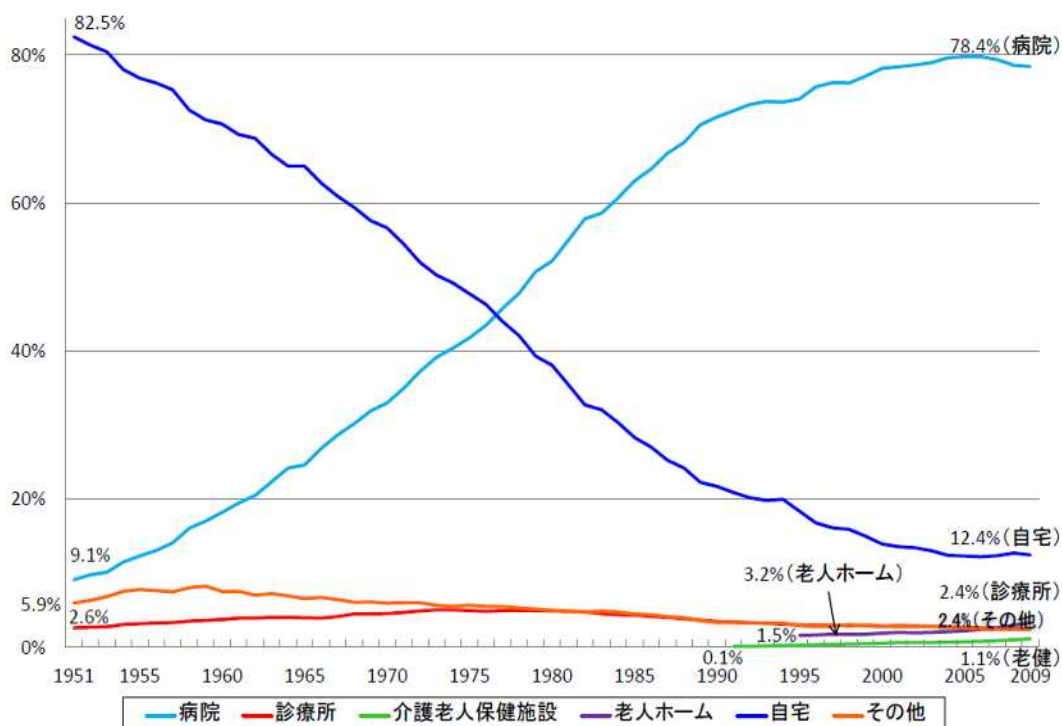


各年8月末集計

5 - 6 全国の死亡場所の推移

【厚生労働省資料】

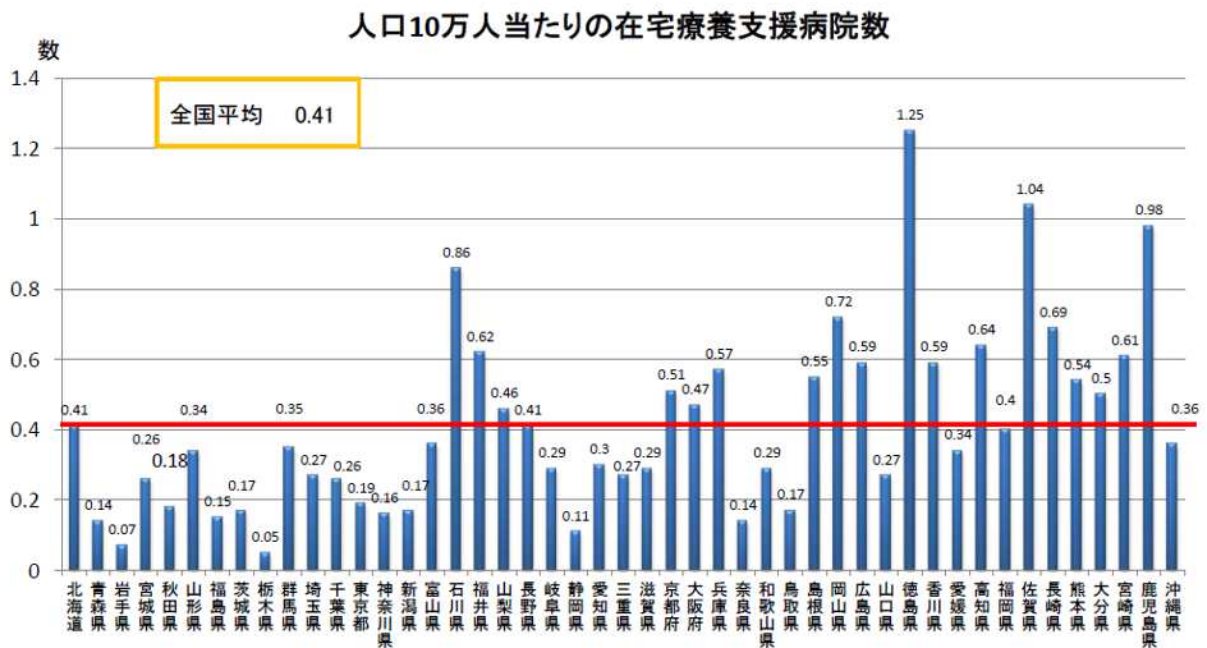
2009年の死亡場所は、病院が78.4%となっており、自宅は12.4%となっています。



5 - 7 人口10万人当たりの在宅療養支援病院数の状況

【厚生労働省資料】

人口10万人当たりの在宅療養支援病院は全国平均で0.41となっています。首都圏は平均より低い状況となっています。



5 - 8 いじめ問題に対する新たな取組み

【文部科学省資料】

2011年に中学生の男子生徒が自殺した事案を受け、文部科学省では、実態把握及び取組状況に係る緊急調査や子ども安全対策室の設置を行うなど、いじめが大きな社会問題となりました。

**文部科学省における、いじめの問題に対する新たな取組(平成24年)**

— 子どもの生命・身体の安全を学校・教育委員会・文部科学省が一丸となって守る —

**文部科学大臣談話の発表(7月13日)**

いじめの解消に向けて、学校で抱え込まず、学校や教育委員会、文部科学省などの関係者が一丸となっていじめの問題に徹底して取り組むことをお願いするため、文部科学大臣の談話を発表しました。

**子ども安全対策支援室の設置(8月1日)**

子どもの生命・安全が損なわれる重大事件・事故又はそのような事件・事故に至る危険性が高い重大な事態が発生した場合、学校や教育委員会が、その原因・背景等について把握し、迅速に効果的な対応が行えるよう支援するため、大臣官房に子ども安全対策支援室を設置。

**いじめの問題に関する児童生徒の実態把握及び取組状況に係る緊急調査(8月1日発出)**

以下の事項について調査し、児童生徒の状況を把握するとともに、学校・教育委員会のいじめの問題への取組の点検等を行うもの。

- ①各学校において児童生徒の状況を把握した上で、いじめの認知件数等(重大な事態に至るおそれがある事案の状況等を含む)
- ②各学校・教育委員会のいじめの問題への取組状況

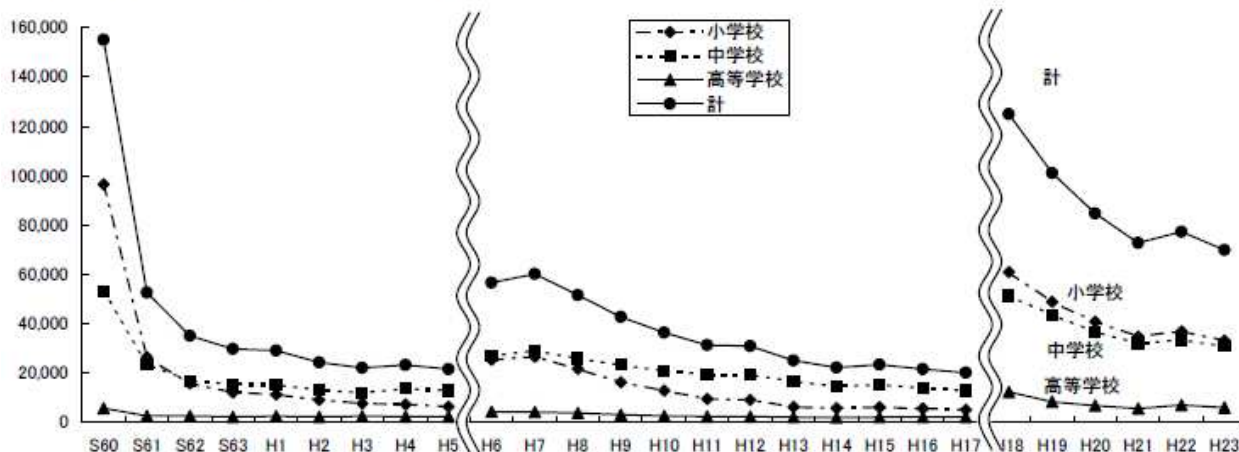


5 - 9 全国のいじめの認知（発生）件数、いじめ認知（発生）率の推移

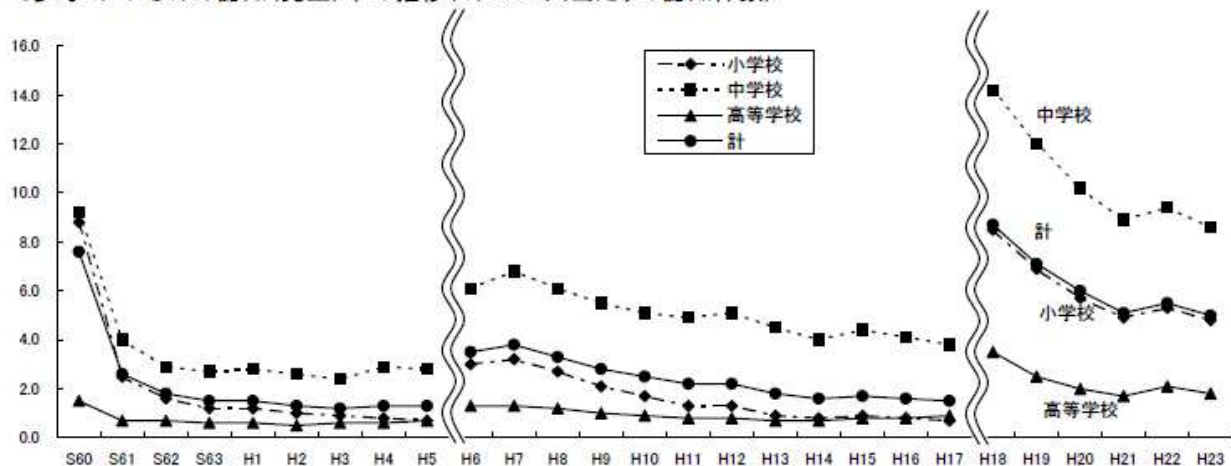
【文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】

いじめの認知（発生）件数、いじめの認知（発生）率ともに、小学校、中学校、高等学校のすべてにおいて減少傾向にあります。

<参考1>いじめの認知(発生)件数の推移



<参考2>いじめの認知(発生)率の推移(1,000人当たりの認知件数)



5 - 10 全国の体罰の状況

【文部科学省調査】

部活動中に体罰を受けた男子高校生が自殺した事件などを受け、文部科学省が体罰の実態について全国調査を行った結果、大量の教員が処分される大きな社会問題となりました。

(2) 平成24年度における体罰の状況(公立)

区分	①発生学校数	②発生件数	うち懲戒処分等を行った件数			うち懲戒処分等を 検討している件数
			懲戒処分	訓告等		
小学校	1,155	1,518	783	20	763	735
中学校	1,605	2,552	1,356	68	1,288	1,196
高等学校	805	1,297	588	70	518	709
中等教育学校	1	2	0	0	0	2
特別支援学校	37	46	25	4	21	21
合計	3,603	5,415	2,752	162	2,590	2,663

5 - 11 ブラック企業への取組み強化

【厚生労働省公表資料】

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組みを強化するとして、2013年8月8日に厚生労働省が取組みを公表しました。

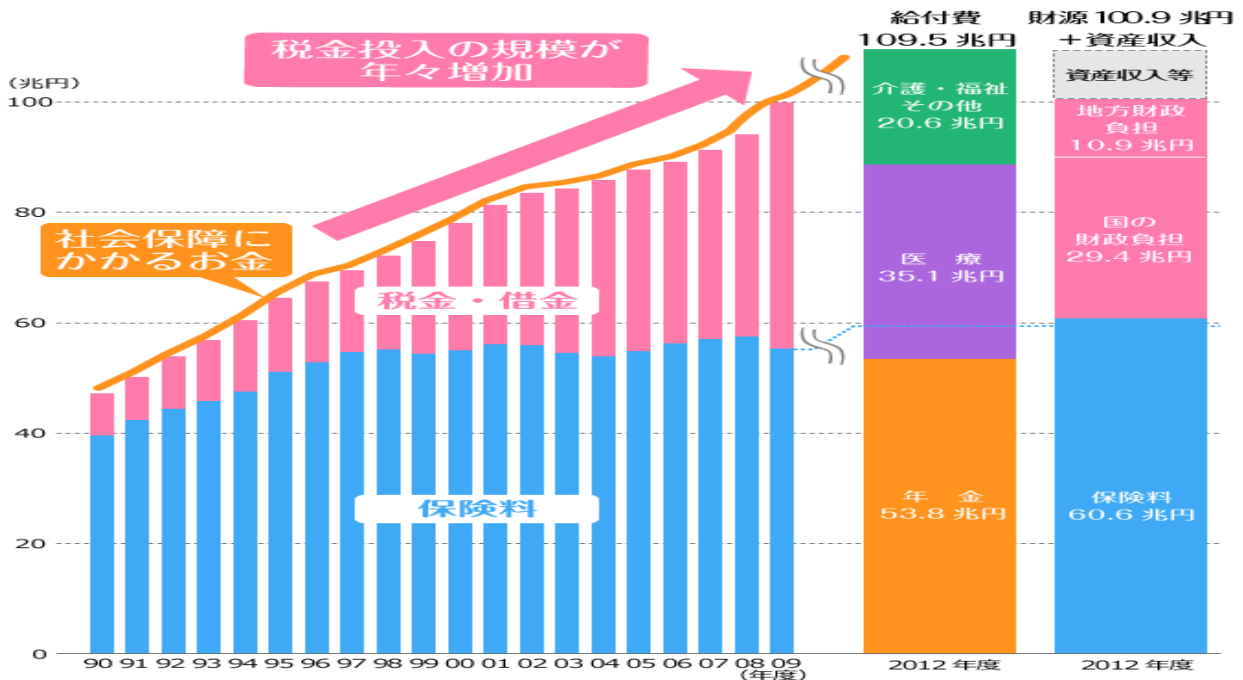
厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会で大きな問題となっていることを受けて、以下の3点を取組の柱とし、具体的な対策を行っていきます。

- 1 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います。  
9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的に監督指導等を実施
- 2 相談にしっかり対応します。  
9月1日に全国一斉の電話相談を実施
- 3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します。  
一層の周知啓発の徹底

5 - 12 全国の社会保障給付費の状況

【政府広報】

社会保障給付費は増大し、税金や借入れ金等の投入も増大しています。



2013年8月6日に社会保障制度改革国民会議が、国民健康保険の都道府県移行や年金の高所得の高齢者の負担等について、提言しました。

## (2) 都道府県の役割強化と国民健康保険の保険者の都道府県移行

- 地域の医療提供体制に係る責任を積極的かつ主体的に果たすことができるよう、都道府県の役割の拡大を具体的に検討。
- 医療提供体制の整備については、医療保険者の意見を聞きながら進めていくことが望ましい。
- 国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体（保険者）を都道府県としつつ、国民健康保険の運営に関する業務について、都道府県と市町村が適切に役割分担を行い、保険料収納や医療費適正化のインセンティブを損なうことのない分権的な仕組みを目指すべき。具体的な在り方は地方団体と協議。
- 知事会が、構造的な問題が解決されるならば、市町村とともに積極的に責任を担う覚悟がある旨を表明しており、時機を逸することなくその道筋をつけることが国民会議の責務であり、次期医療計画の策定前に実現すべき。

## (2) 世代間の公平論に関して

- 公的年金の、私的扶養の代替という年金制度が持つ本来機能を踏まえた議論や、生涯を通じた所得喪失への対応といった「保険」としての機能の再認識が必要。
- 一方で、世代間の不公平の主張の背景には、給付は高齢世代中心で負担は現役世代中心という社会保障の構造や、必要な給付の見直しに対する抵抗感の強さなどがあるとの指摘もあり、「全世代対応型」への転換や、持続可能性と将来の給付の確保に必要な措置を着実に進めるメカニズムを制度に組み込んでいくことも求められる。

## 5 - 14 全国の建設後50年以上経過したインフラの割合

【国土交通省資料】

20年後の2030年度には、道路橋は約8%が約53%、河川管理施設である排水機場・水門等についても約23%が約60%、下水道管きょは約2%が約19%、港湾岸壁は約5%が約53%と50年以上経過したインフラが急増する見込みです。

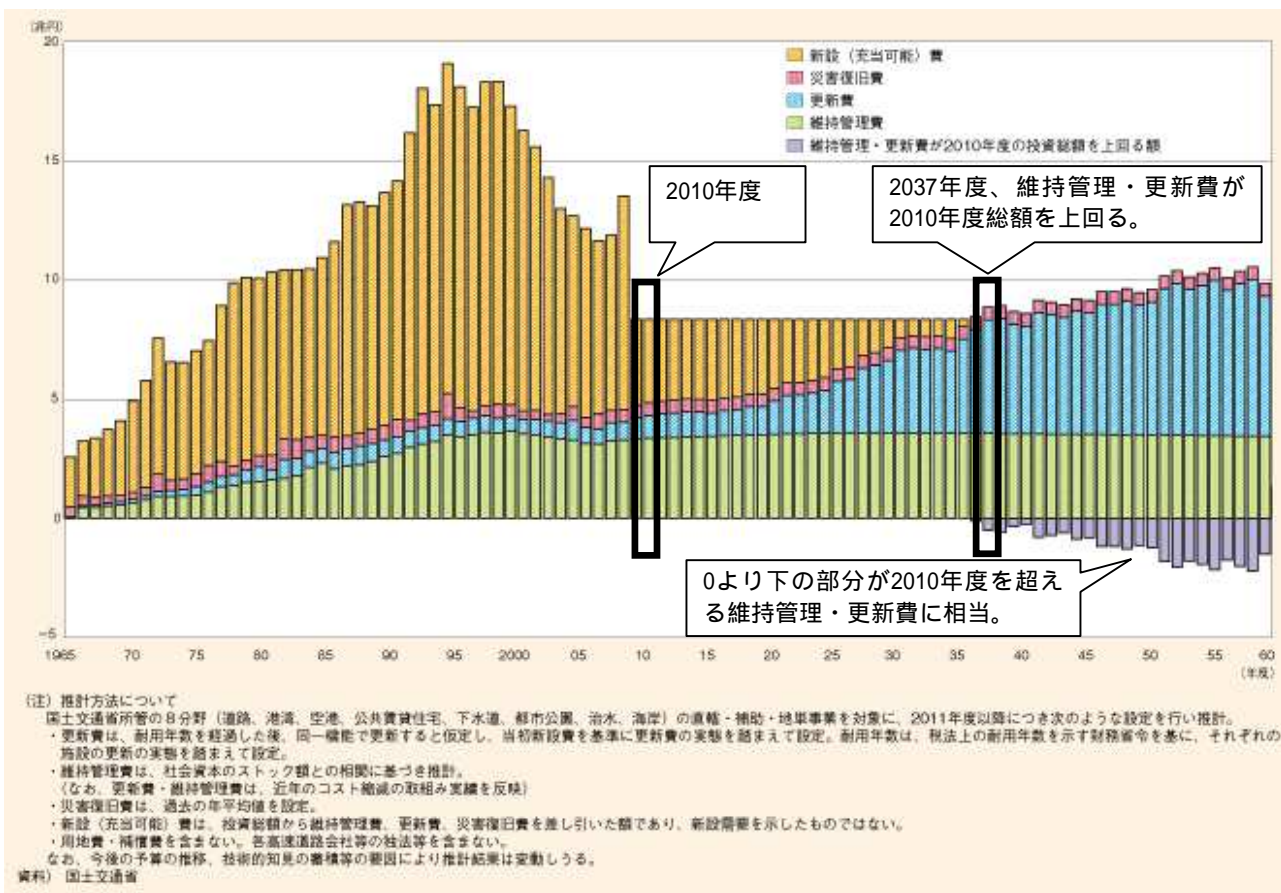
	2010年度	2020年度	2030年度
道路橋 約15万5千橋 (橋長15m以上)	約8%	約26%	約53%
排水機場、水門等 約1万施設	約23%	約37%	約60%
下水道管きょ 総延長:約43万km(注)	約2%	約7%	約19%
港湾岸壁 約5千施設	約5%	約25%	約53%

(注) 岩手県、宮城県、福島県は調査対象外

5 - 15 インフラの維持管理推計

【国土交通省調査】

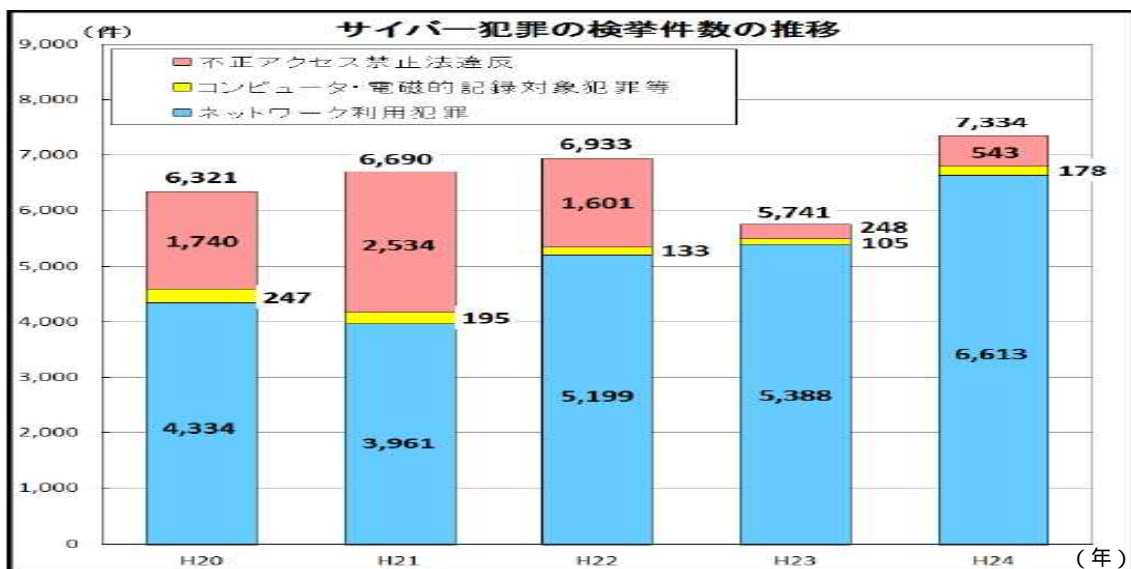
国土交通省の試算によると、従来どおりの維持管理・更新を続けた場合、2037年度には維持管理・更新費が投資総額を上回る見込みとなっています。



5 - 16 全国のサイバー犯罪の検挙状況

【警察庁「統計」】

2012年中のサイバー犯罪の検挙件数は7,334件(前年比1,593件増、27.7%増)で、過去最高を記録しました。

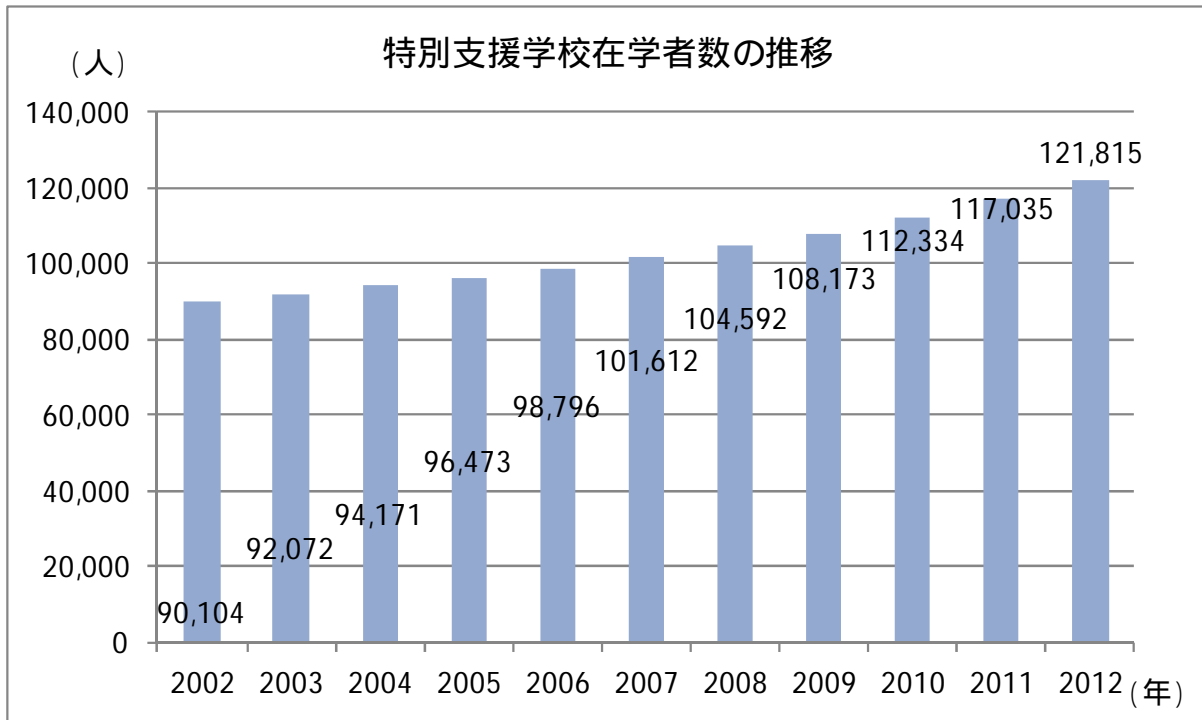




5 - 17 全国の特別支援学校在学者数の推移

【文部科学省調査】

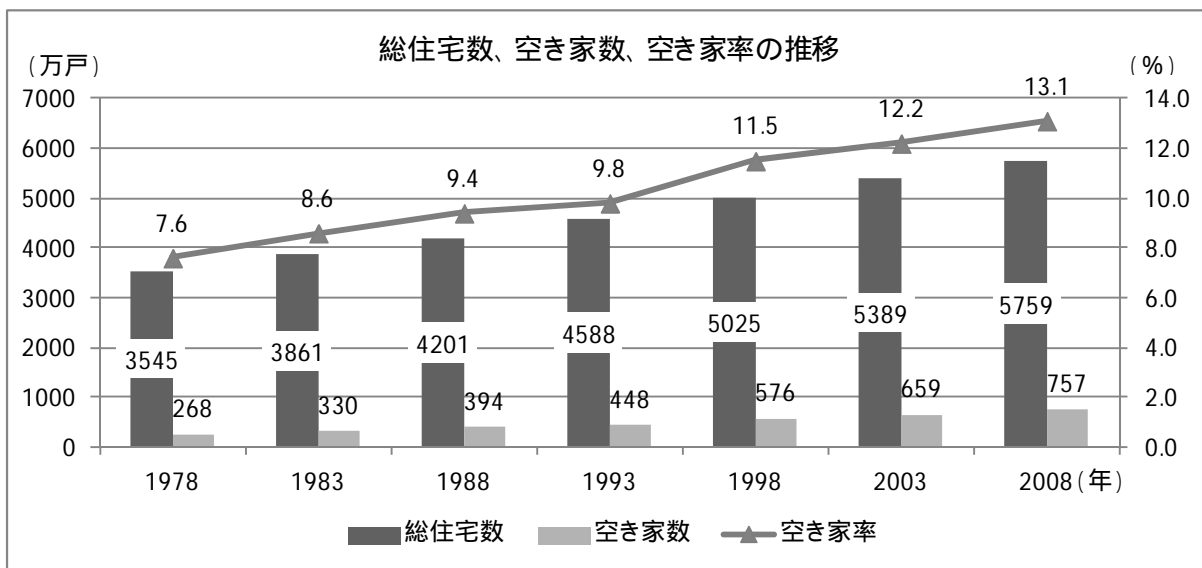
特別支援学校在学者数は増加し、2012年には121,815人に達しています。



5 - 18 全国の空き家率の推移

【住宅土地統計調査】

2008年の総住宅数に占める割合（空き家率）は13.1%と過去最高になっています。



毎年10月現在の状況

地方公共団体の自治事務について、国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けについては、順次、見直しが進められています。

## 義務付け・枠付けの見直し

国の法令による義務付け・枠付けの見直しについては、これまで第1次・第2次の一括法が成立し、独自の基準を定めた特色ある条例の制定が進んでいる。廃案となった第3次一括法案に盛り込まれた事項と地方からの提案を受けた第4次の見直しに係る事項とを併せて、新3次一括法案を提出。

### ■経緯

H20.12.8 第2次勧告：見直し対象の事務をリストアップ、見直しの考え方等を提示。  
 H21.10.7 第3次勧告：①施設公物の設置管理基準、②協議、同意、認可等の国の関与、③計画策定の3分野について具体的見直し措置を勧告。

H23.4 第1次一括法成立  
 H23.8 第2次一括法成立  
 H24.3 第3次一括法案国会提出 ⇒ 衆議院解散に伴い廃案  
 H25.3 第4次見直し(閣議決定)  
 H25.4 新3次一括法案閣議決定

### ■新第3次一括法案の具体例

- (第3次見直し関係)
- ・ 通知・届出・報告、公示・公告等の見直し
  - ・ 職員等の資格・定数等の見直し
- (第4次見直し関係)
- ・ 地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止
  - ・ 高度管理医療機器(コンタクトレンズ等)販売業の許可権限を、都道府県から保健所設置市に移譲

### 独自の基準を定めた条例の事例

- ・ 保育所について、ほふく室の面積3.3㎡以上(国) ⇒ 待機児童がいる区域は1.65㎡以上に(大阪市)
- ・ 道路の勾配について、最大12%(国) ⇒ 最大17%に(長崎市)
- ・ 車道幅員について、7.5m以上(国) ⇒ 津波避難経路の場合8.0m以上に(宮城県)

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)の概要

平成25年6月  
内閣府地方分権改革推進室

### 1. 義務付け・枠付けの見直しの経緯

◇地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施しているところであるが、第3次見直しに係る事項(衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案)及び地方からの提案を受けた第4次見直しに係る事項について、関係法律の整備を行うもの。

- ・ 第1次見直し—第1次一括法(平成23年4月成立)
- ・ 第2次見直し—第2次一括法(平成23年8月成立)
- ・ 第3次見直し—旧第3次一括法案(衆議院解散に伴い廃案)
- ・ 第4次見直し—「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月閣議決定)

第3次一括法が成立  
(平成25年6月7日)  
74法律を一括改正

### 2. 主な改正内容

#### (1) 第3次見直し関係

##### 通知・届出・報告、公示・公告等

- ・ 農用地利用規程の認定に際し公告義務を廃止
- ・ 宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告義務を廃止

##### 職員等の資格・定数等

- ・ 消防長及び消防署長の資格の条例委任
- ・ 私立学校審議会等の委員定数の廃止
- ・ 児童福祉審議会、都道府県建築士審査会等の委員定数の上限の廃止

#### (2) 第4次見直し関係

##### 地方からの提案等に係る事項

- ①義務付け・枠付けの見直し
  - ・ 地方独立行政法人の合併手続の円滑化等
  - ・ 地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止
  - ・ 鳥獣保護区における特別保護地区の再指定等に係る環境大臣の協議の届出化
- ②都道府県から基礎自治体への権限移譲
  - ・ 高度管理医療機器(コンタクトレンズ等)販売業等の許可等の権限を、保健所設置市及び特別区に移譲
  - ・ 市街地再開発事業における事業認可権限等を指定都市に移譲

### 3. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成25年6月14日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成25年9月14日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成26年4月1日 等

今後、国から地方への事務や権限の委譲が一層加速する見込みです。

## 国から地方への事務・権限移譲等

自公政権時代から検討されてきた国から地方への事務・権限の移譲等の課題については、地方の声も伺いつつ、十分な検討を行った上で、必要な取組を進める。

### ■経緯

H19.5 経済財政諮問会議が地方に移譲可能かどうかなどの観点から、国の出先機関の事務の分類等を提案。

H20.12 第2次勧告：国の出先機関の事務・権限（116事項）の見直し、組織の見直し等

H21.3 出先機関改革のおおむね3年間の工程を定める「出先機関改革に係る工程表」を決定（地方分権改革推進本部）。

H21.7 民主党のManifesto2009において、「国の出先機関を原則廃止する」と明記。

H24.11 移譲対象出先機関（経済産業局、地方整備局、地方環境事務所）、移譲の手続などを定めた法案等を閣議決定したが、国会には提出せず。

H25.3 地方分権改革推進本部における安倍本部長の指示（抜粋）

- ・ 地方の元気がなくして国の元気はなく、魅力あふれる地域を創るため、地方分権改革の取組を進めていくことが不可欠。
- ・ 国の法令による義務付け・枠付けを見直し、国から地方への事務・権限の移譲等を進める。
- ・ 各閣僚は省庁の利害にとらわれることなく、率先して協力するとともに、所管分野における改革にリーダーシップを発揮してもらいたい。

※ 詳細については、議題2で説明。

## 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について（案）【要旨】

<H25. 9. 13 地方分権改革推進本部決定>

### 1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- これまで、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現。
- 引き続き地方分権改革を推進するため、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。

### 2. 当面の方針

- (1) 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限（別紙1）：44事項  
 ※ 例：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等  
 国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法を含め、検討・調整し、本年中に見直し方針として取りまとめ。
- (2) 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限（別紙2）：29事項  
 （各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの）  
 ※ 例：医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視  
 国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法に加え、関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。
- (3) 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限（別紙3）：3事項  
 ※ 例：ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供
- (4) 引き続き検討・調整を要する事務・権限（別紙4）：24事項  
 （各府省が引き続き実施するなどしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの）  
 ※ 例：農地法に基づく農地転用の許可等  
 各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。
- (5) 以上の結果、法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

地方税法等の改正により、平成26年4月以降、社会保障経費の財源となる地方税財源が充実する見込みです。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」により、地方税法の地方消費税に係る規定が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 地方消費税率を引き上げることとされました。
- 2 引上げ分の地方消費税収入の用途が明確化されました。
- 3 引上げ分の市町村交付金の交付基準が定められました。
- 4 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

### 1 地方消費税率の引上げ

地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区分		適用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
地方消費税率 ※消費税率換算			1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
参 考	消費税率		4%	6.3%	7.8%
	合計		5%	8%	10%

政府与党において、道州制基本法案が作成されるなど、道州制をめぐる議論が活発化しています。

## 道州制のイメージ

平成24年6月19日  
道州制推進本部  
道州制基本法小委員会

### 1. 組織

- ・ 全国に10程度の道州を設置する。
- ・ 都道府県は、廃止する。
- ・ 基礎自治体は、現状を基本とする。(自主合併は、妨げない)
- ・ 基礎自治体の権能を補完する必要がある小規模な基礎自治体については、道州が地方機関を設置して、その事務を支援するなどの仕組みを設けることができるようにする。
- ・ 東京及び政令市の在り方は、検討する。